

近畿運輸局長 殿

事業者住所

事業者名

代表者

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃変更届出書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃を変更したいので、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項の規定により、ここに届出をいたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2. 変更しようとする運賃を適用する営業区域

注) 下記のうち、現に許可を受けている営業区域に○を付けること。

・東播磨交通圏

・神戸市域交通圏（明石市魚住町瀬戸川以西）

ただし、上記のうち現に許可を受けている区域に限る。)

3. 設定しようとする運賃額等

注) 公示されている公定幅運賃の中から選択し、下記のいずれかに○を付けること。

なお、初乗距離短縮を行う場合には、車種区分ごとに（短縮）に○を付けること。

(距離制運賃)

特定大型車： 上限運賃 B運賃 C運賃 D運賃 E運賃 F運賃 G運賃 下限運賃（短縮）

大型車： 上限運賃 B運賃 C運賃 D運賃 E運賃 F運賃 G運賃 下限運賃（短縮）

普通車： 上限運賃 B運賃 C運賃 D運賃 E運賃 F運賃 下限運賃（短縮）

(時間制運賃)

特定大型車： 上限運賃 B運賃 C運賃 D運賃 E運賃 F運賃 G運賃 下限運賃

大型車： 上限運賃 B運賃 C運賃 D運賃 E運賃 F運賃 G運賃 下限運賃

普通車： 上限運賃 B運賃 C運賃 D運賃 E運賃 F運賃 下限運賃

4. 変更しようとする理由

(兵庫運輸部受付印)

5. 実施日

令和 年 月 日

6. 添付書類

現行の運賃設定（変更）届出書の写し